

居宅介護支援 重要事項説明書

《 令和6年7月1日 》

1 居宅介護支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社 真盛
代表者名	代表取締役 永松真利子
所在地・連絡先	(住所) 佐賀県唐津市竹木場5012番地15 (電話) 0955-58-9067 (FAX) 0955-73-6820

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所 桃の木
所在地・連絡先	(住所) 佐賀県唐津市新興町48番地レインボービル2階 (電話) 0955-53-8782 (FAX) 0955-53-8783
事業所番号	4170201562
管理者の氏名	峰 文子

(2) 事業所の職員の職種、人員及び職務内容

従業者の職種・員数 (人)	介護支援 専門員		事務	その内、管理者1人 管理者 職員の管理、利用の申し込 みの調整、業務の把握や管理等 介護支援専門員 居宅サービス計画の 作成、その他の支援等
	専従	兼務		
常勤(人)	1			
非常勤(人)				

(3) 事業の実施地域

実施地域	唐津市、伊万里市、東松浦郡玄海町 ※左記地域以外でもご希望の方はご相談ください。
------	---

(4) 営業日

営業日	勤務体制
平日	8 : 30 ~ 17 : 30
祝日	8 : 30 ~ 17 : 30
土日曜日	休み
営業しない日	事業所が営業しない日と定めた日

3 事業の目的

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成します。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 三 居宅介護支援の提供に際しては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 四 事業の運営に当たっては、市町等保険者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定予防給付事業者、特定相談支援事業所等との連携に努めます。

4 事業の内容と提供方法

- 一 居宅介護支援の提供に際しては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者や家族に適切に提供し、サービスの選択を求めるものとします。
- 二 居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ、利用者及び家族等の希望を聞き、利用者の介護度や身体機能等を考慮して居宅サービス計画原案を作成します。
- 三 乙は、居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者や医師及び利用者・その家族を招集し、サービス担当者会議を行い、サービス事業者の連絡・調整を行っていきます。
- 四 その後、利用者の同意を得たうえで、居宅サービス計画を決定し、確認します。
- 五 乙は、居宅サービス計画に際し、正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒否しません。
- 六 乙は、自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合には、他の居宅介護支援事業所への紹介、その他の必要な措置を講じる必要があります。

七 乙は、甲が疾病・怪我等で医療機関に入院した場合に、甲及び家族等に対して、担当の介護支援専門員の氏名等を入院医療機関に提供することを求めるものとします。

5 利用料及びその他の費用

一 居宅介護サービス計画費は、介護報酬の告示上の額に基づきます。

(1)居宅介護支援費(ⅰ)(1月につき)

(ア) 要介護1又は要介護2 1,086単位

(イ) 要介護3、要介護4又は要介護5 1,411単位

※1月当たりに利用者数により、別途、区分(居宅介護支援費ⅱ・ⅲ)あり

※実績がない場合も要件に該当すれば居宅介護支援費を算定します。

(2)初回加算(1月につき) 300単位

(3)特定事業所加算(1月につき)

(ア)特定事業所加算(ⅰ) 519単位

(イ) 特定事業所加算(ⅱ) 421単位

(ウ) 特定事業所加算(ⅲ) 323単位

(エ) 特定事業所加算(A) 114単位

(4)特定事業所医療介護連携加算 125単位

(5)入院時情報連携加算(1月につき)

(ア) 入院時情報連携加算(ⅰ) 250単位

(イ) 入院時情報連携加算(ⅱ) 200単位

(6)退院・退所加算

連携1回:カンファレンス参加 無450単位 / 有600単位

連携2回: 無600単位 / 有750単位

連携2回:カンファレンス参加 有のみ 900単位

(7)通院時情報連携加算 (1月につき) 50単位

(8)緊急時等居宅カンファレンス加算(1月につき) 50単位

(9)ターミナルケアマネジメント加算(1月につき) 400単位

二 要介護認定を受けられた場合、全額を介護保険から給付されるため、甲の自己負担はありません。ただし、保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合には、甲は介護報酬の告示上で定められた金額を乙に支払うものとします。

三 法定代理受領サービスを利用できない場合には、甲は介護報酬の告示上で定められた金額の全額をいったん、乙に支払い、乙はサービス提供証明書を発行します。後ほど、甲が保険者に全額を請求する形になります。

四 通常の事業の実施地域の居宅を訪問して居宅介護支援を提供する場合の交通費は、請求致しません。ただし、通常の事業の実施地域以外への提供を希望される場合には、甲は交通費実費相当額を乙に支払うものとします。

6 苦情の申し立てについて

居宅サービス計画等に関する苦情や要望があれば、申し立てをすることができます。申し立てにより、乙が甲に対して不当な不利益を与えることはありません。

一 事業所

窓口担当者(管理者) 峰 文子

ご利用時間 乙の営業時間
(ただし、急を要する場合はこれにあらず)

ご利用方法 電話(相談 0955-53-8782)
面接(相談室)

二 佐賀県国民健康保険団体連合会

住所:佐賀市呉服元町7番28号

電話:0952-26-1477

受け付け時間:月～金(祝日除く)8:30～17:15

三 唐津市高齢者支援課

住所:唐津市西城内1-1

電話:0955-70-0102

受け付け時間:月～金(祝日除く)8:30～17:15

四 佐賀県健康福祉本部長寿社会課

住所:佐賀市城内1丁目1-59

電話:0952-25-7054

受け付け時間:月～金(祝日除く)8:30～17:15

五 第三者委員

塚本祥太郎(塚本社会保険労務士事務所)

住所:唐津市和多田海士町5-14

電話:0955-73-4181

7 秘密保持について

甲や家族の方に関する業務上知り得た秘密は守ります。ただし、サービス担当者会議等で、アセスメント票、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、支援経過記録、利用票・利用票別表、モニタリング票、認定調査票、主治医意見書の写しなど甲の個人情報や業務上必要な範囲で関係するものに提示します。

8 事故発生時の対応について

乙は、居宅介護支援の実施にあたって甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、甲に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

9 高齢者虐待発見時の対応について

一 乙は、養護者等による高齢者虐待を発見した場合には、被虐待者の生命の安全及び尊厳保持のため、高齢者虐待防止法の規定に基づき、市町の担当窓口に連絡するよう努めます。

二 乙は、養護者等による高齢者虐待を発見し、被虐待者の生命に危険があると判断した場合には、高齢者虐待防止法の規定に基づき、市町の担当窓口に連絡するものとします。

三 乙は、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

11 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底していきます。

二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していきます。

三 乙は、感染症の予防及びまん延防止の為の研修会及び訓練を定期的実施します

12 業務継続計画(BCP)策定等について

一 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

二 乙は、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

三 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の推進を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 乙は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月1回以上開催しその結果を周知徹底する。

その結果を周知徹底する。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 乙は、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

14 認知症の研修について

認知症の利用者様及びその家族様への質の高い居宅介護支援を目指し、介護支援専門員の資質向上のため、認知症の研修を定期的実施する。

15 ハラスメント対策について

適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるとともに、従業者に定期的に必要な研修を実施する。

令和 年 月 日

利用者(甲)

- 契約内容を理解しました
- 私及びその家族の個人情報については、同意書に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。
- 事業者(乙)(説明者署名: _____)より別添の重要事項説明書の説明を受け、理解しました。

住 所 _____

電 話 _____

氏 名 _____ 印

代理人(保証人)

本人との関係 _____

署名代行の理由 _____

住 所 _____

電 話 _____

氏 名 _____ 印

乙(乙)

住 所 佐賀県唐津市竹木場5012番地15

支援乙(法人)名 株式会社 真盛

事業所名 居宅介護支援事業所桃の木

事業所番号 4170201562

代表者名 代表取締役 永松真利子 印